

大崎町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 7 月

大 崎 町

目 次

| | | |
|------|-----------------------------|--------|
| 1 | 町有施設等の現況及び将来の見通し | |
| (1) | 町有施設等の現状 | ・・・ 1 |
| (2) | 老朽化の状況及び中長期的な更新等の見込み | ・・・ 2 |
| (3) | 本町の財政状況 | ・・・ 6 |
| (4) | 本町における将来人口の見通し | ・・・ 8 |
| (5) | 現状や課題に関する基本認識 | ・・・ 9 |
| 2 | 町有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 | |
| (1) | 計画の目的 | ・・・ 12 |
| (2) | 計画の位置付け | |
| (3) | 対象とする町有施設等の範囲 | |
| (4) | 計画期間 | |
| (5) | 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 | |
| (6) | 町有施設等の管理に関する基本的な考え方 | ・・・ 13 |
| (7) | 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制 | ・・・ 16 |
| (8) | フォローアップの実施方針 | ・・・ 17 |
| 3 | 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | |
| (1) | 庁舎等施設 | ・・・ 18 |
| (2) | 学校教育施設 | |
| (3) | 文化施設 | |
| (4) | スポーツ・レクリエーション施設 | ・・・ 19 |
| (5) | 観光施設 | |
| (6) | 集会・研修等施設 | |
| (7) | 保健・福祉施設 | |
| (8) | 町営住宅等施設 | ・・・ 20 |
| (9) | 消防等施設 | |
| (10) | 農業関連施設 | |
| (11) | 道路・橋梁等施設 | ・・・ 21 |
| (12) | 水道施設 | |
| (13) | 公共下水道施設 | |
| (14) | 普通財産・その他 | |
| <参考> | 町有施設類型一覧 | ・・・ 24 |
| 【付表】 | 本町が保有する建築物施設別内訳の詳細 | ・・・ 25 |

1 町有施設等の現況及び将来の見通し

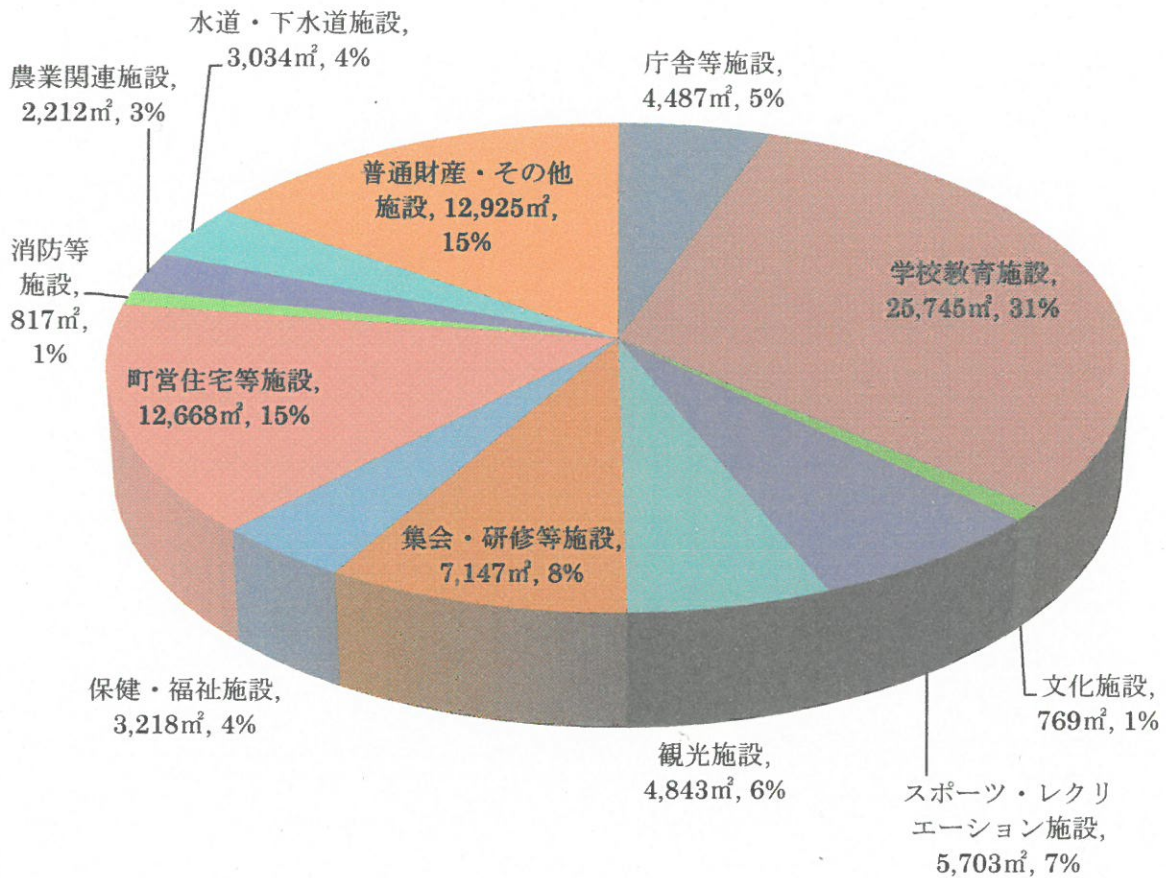
(1) 町有施設等の現状

本町が保有する建築物、公共土木施設及びその他の工作物等（以下「町有施設等」という。）の状況は、概ね下表のとおりとなっている。

（平成 27. 3. 31 現在）

| 施設の種類 | 保 有 量 | | 備 考 | |
|-----------------|---|-------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 建 築 物 | 棟 数 | 505 棟 | 延床面積 83,568 m ² | 付表 (P24) 参照 |
| 町 道 | 本 数 | 226 本 | 総延長 303,712m | |
| 農 道 | 本 数 | 844 本 | 総延長 490,621m | |
| 林 道 | 本 数 | 6 本 | 総延長 11,724m | |
| 橋 梁 | 橋 数 | 60 橋 | 総延長 1,414m | 町道 56 橋 農道 2 橋 林道 2 橋 |
| 都市公園 | 箇所数 | 2 箇所 | 総面積 101,679 m ² | 中央公園 ふれあいの里公園 |
| 運動公園等 | 箇所数 | 3 箇所 | 総面積 82,102 m ² | |
| 道の駅 | 箇所数 | 2 箇所 | 総面積 34,901 m ² | |
| 町営プール・ キャンプ場 | 箇所数 | 1 箇所 | 総面積 46,794 m ² | |
| 上水道 | 給水量 | 4,308 m ³ /日 | 総延長 269.3 km | 簡易水道を含む |
| 公共下水道 | 処理能力 | 2,400 m ³ /日 | 総延長 53.3 km | |
| そ の 他 | 防火水槽 (329 基) 防災行政無線屋外拡声子局 (69 局) 都市下水路 (4 箇所) 町PR用看板 (2 箇所) 史蹟 (町所有 4 箇所・町管理 4 箇所) など | | | |

町有建築物施設別内訳（延床面積）



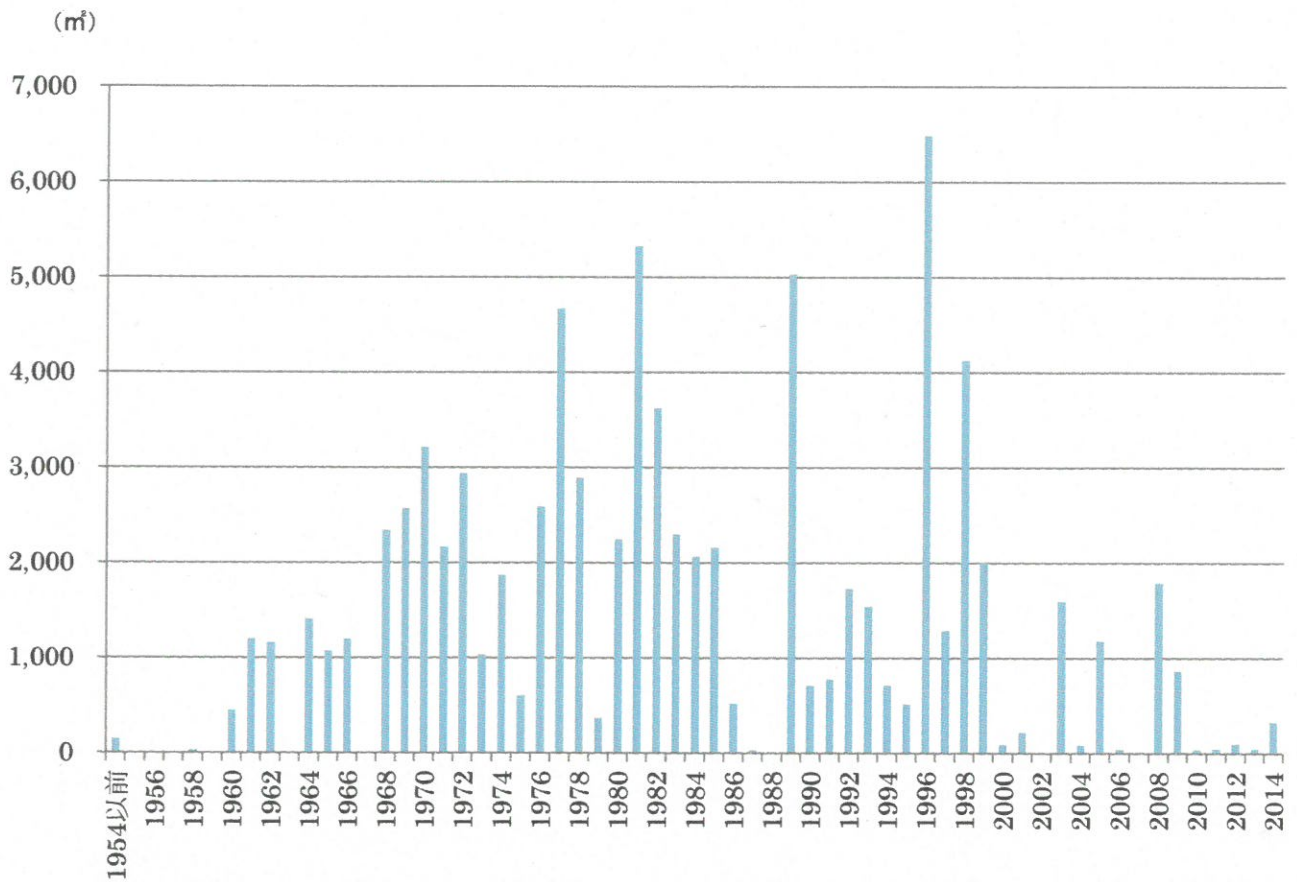
(2) 老朽化の状況及び中長期的な更新等の見込み

① 老朽化の状況

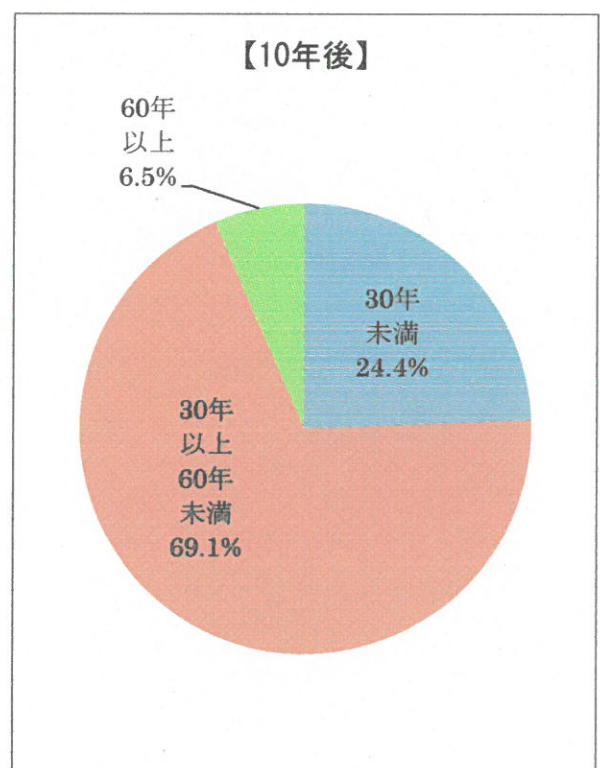
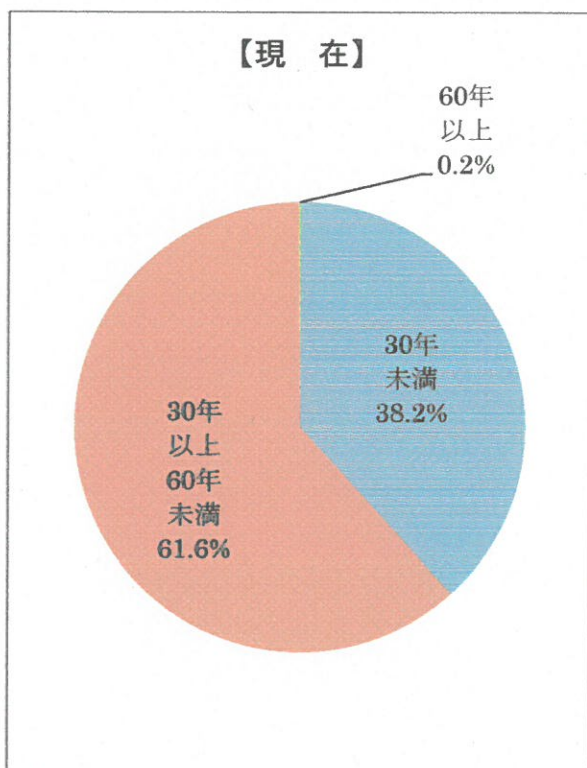
本町が所有または管理する建築物は、平成26年度末時点で505棟、延床面積は83,568㎡となっている。

これを大まかな経過年数ごとに延床面積の割合で示すと、現在、大規模改修工事の目安となる建築後30年を経過したもの（1985年以前建築のもの）が全体の61.8%を占めており、うち建替え工事（以下「更新」という。）の目安となる建築後60年を経過したもの（1955年以前建築のもの）が全体の0.2%で、10年後には建築後30年を経過するものが全体の75.6%となり、このうち60年を経過するものが全体の6.5%に達する見込みとなっている。

建築年別町有建築物延床面積



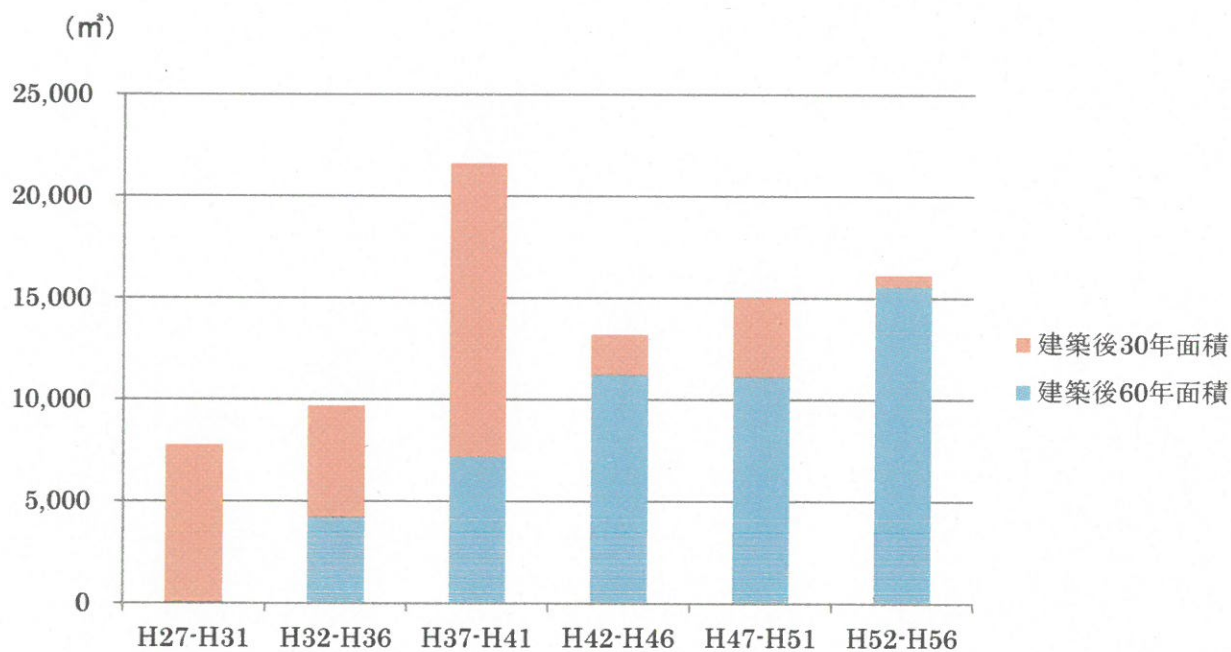
建築後 30 年及び 60 年を目安とした町有建築物延床面積の割合



② 中長期的な更新等の見込み

「① 老朽化の状況」のとおり、町有建築物は急速に老朽化が進むことが見込まれ、現状の保有数を維持したまま建築後30年経過したものについて大規模改修、60年経過したものについて更新すると仮定した場合、今後、平成41年までの15年間に大規模改修の対象面積が、また、平成42年から平成56年の15年間に更新の対象面積が、それぞれ大きく増加し、ピークを迎える見込みである。

町有建築物の建築後30年・60年到達面積の見込み

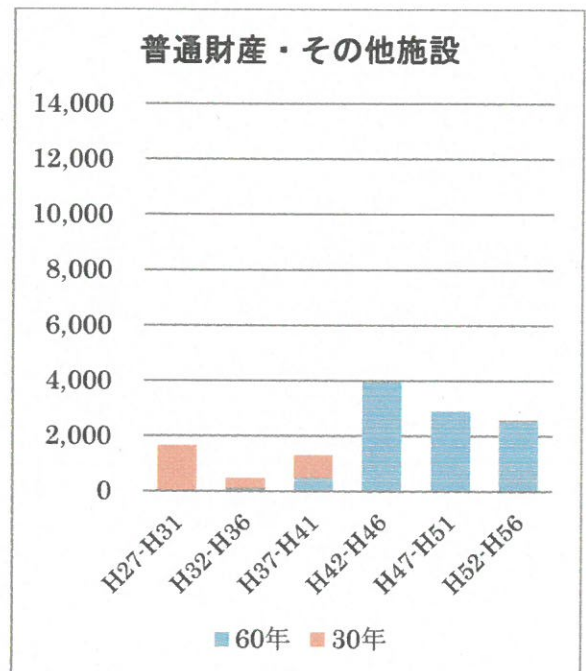
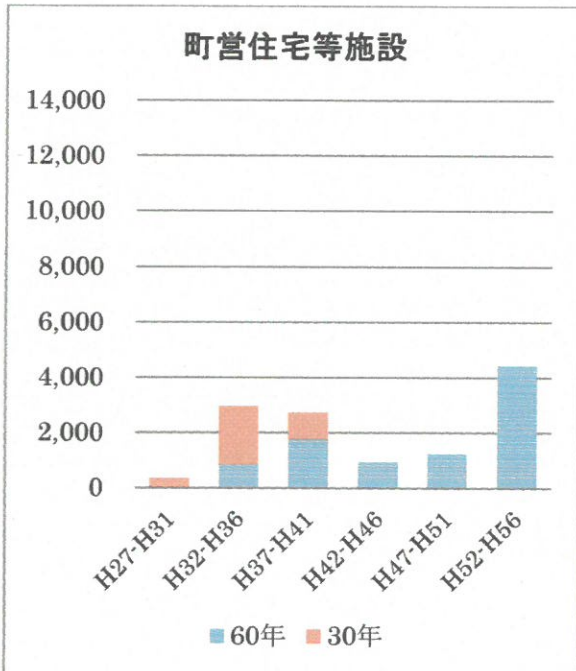
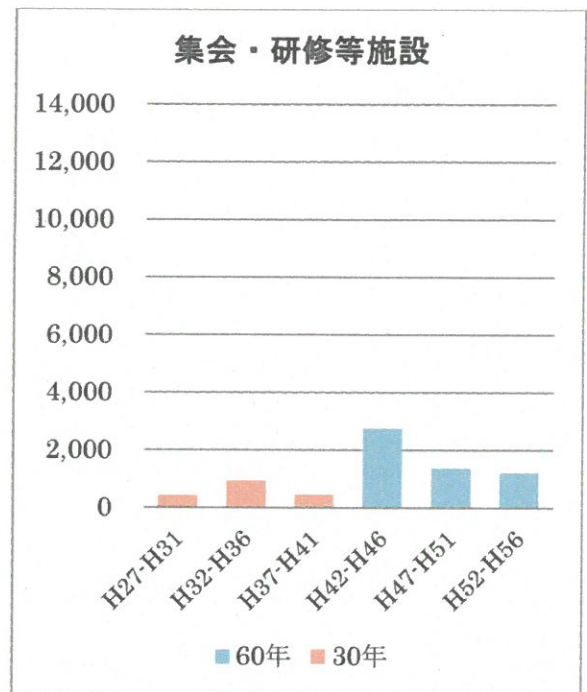
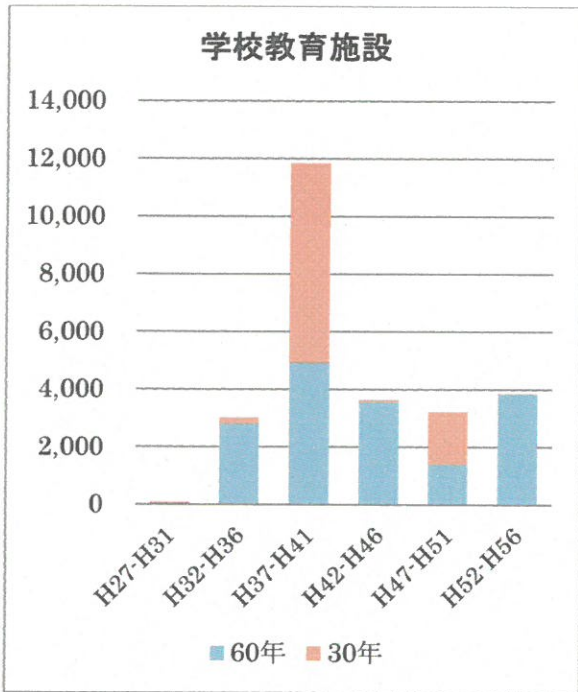


(5年間ごとの当該年数到達面積)

施設類型別 (P23 参照) に延床面積の大きいものを見てみると、学校教育施設については、10年後の平成37年頃から建築後30年に到達するものが急激に増加し、平成37年から平成41年の間に建築後30年及び60年に到達するものが、ともにピークを迎える。

集会・研修等施設については、比較的新しいものが多いことから、平成41年までの15年間に建築後60年以上に到達するものはないが、その後、全ての棟が60年に到達していく。また、町営住宅等施設も平成41年までに全て建築後30年以上に到達し、平成32年頃から60年に到達する棟が、次第に増加していく。

普通財産・その他施設においては、閉校となった大崎第一中学校と菱田中学校の延床面積が、当該施設延床面積の約62%を占めており、当該閉校分については、別途、今後の方針を定める必要がある。



(それぞれ5年間ごとの当該年数到達面積，単位：㎡)

建築物の類型ごとに、その建築年や建築構造等の違いなどによる傾向の差異はあるものの、いずれにおいても時間の経過とともに大規模改修や更新が必要な施設の面積が増加し、これに伴い、修繕や更新等にかかる経費の増大も見込まれる。

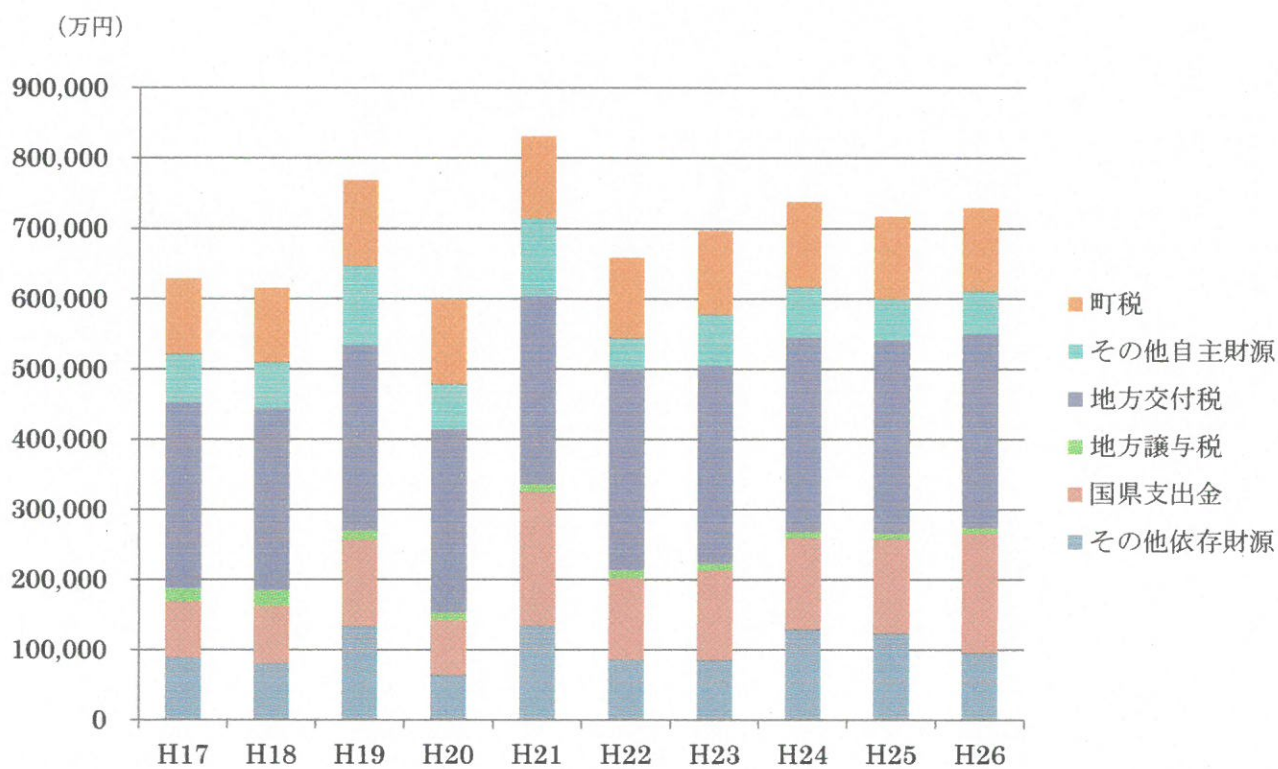
中でも、5年経過後の平成32年頃から、建築後60年に到達する建築物が急に増加し、その後も著しく増加していく傾向が見受けられるところであり、建築物の更新等に伴う経費の増大が、施設の維持及び行政サービスの提供に与える影響が懸念される。

(3) 本町の財政状況

本町の財政は、歳入においては地方交付税や法人町民税の減少により厳しい傾向にあり、今後の一般財源確保の見通しに大きな不安を抱えている。一方、歳出においては義務的経費が年々上昇し、直近の決算では決算額の47.7%を占めており、行財政改革により人件費の縮減は図られたものの、この縮減を上回る形で扶助費と公債費の増大が顕著となってきている。このため、交付税や基金をはじめとする歳入は一層限定的に見積もらざるを得ず、歳出は本町の裁量度の高い事業を削減しなければならないなど、相当に厳しい状況にある。

このような状況の中、本町においては持続可能な行政サービスの提供や、若者の定住化及び地域の活性化対策の推進等に、更なる努力と創意工夫が求められている一方で、町有施設等の老朽化対策等の課題にも対応していかなければならない。

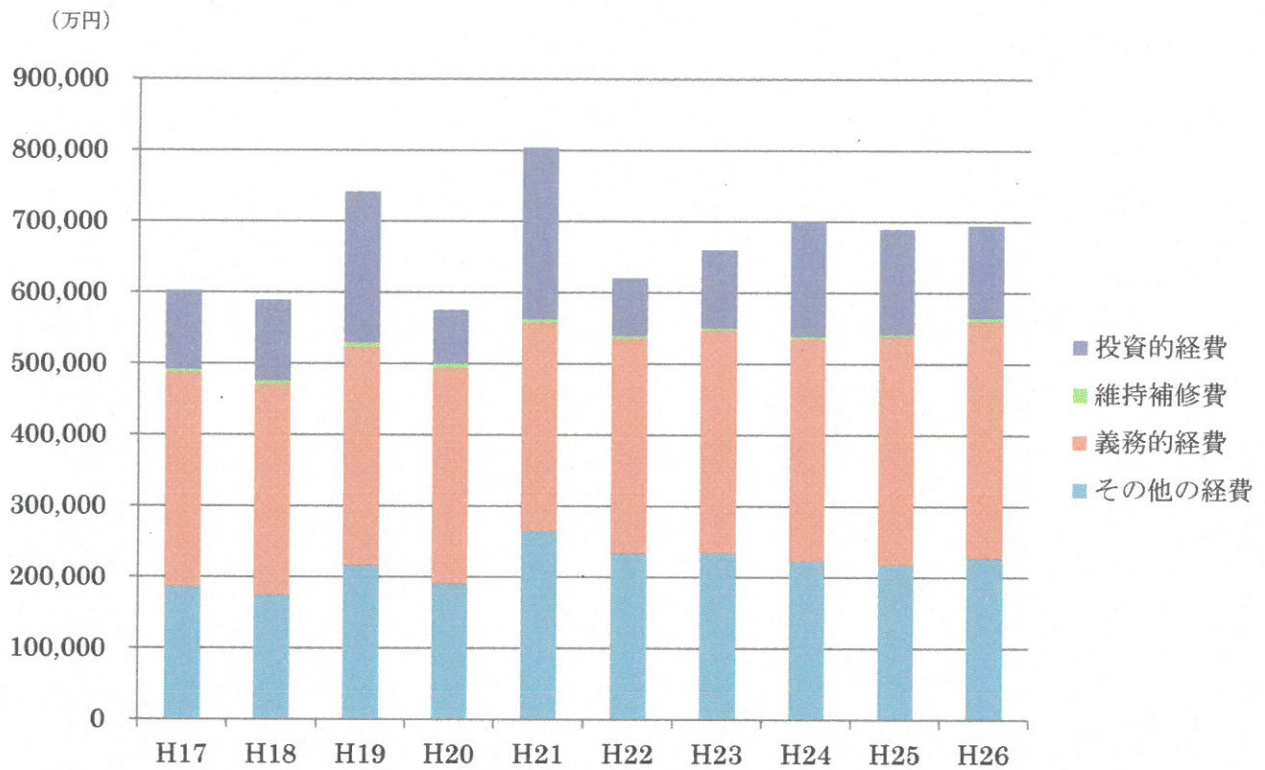
歳入決算額の推移（H26は速報値）



(単位：万円)

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 町税 | 108,799 | 106,452 | 121,828 | 121,357 | 117,153 | 115,223 | 120,072 | 121,238 | 116,885 | 119,084 |
| その他自主財源 | 68,334 | 65,388 | 113,207 | 63,995 | 109,682 | 43,779 | 72,637 | 71,904 | 58,279 | 60,027 |
| 地方交付税 | 264,692 | 258,843 | 264,044 | 260,442 | 267,539 | 285,831 | 281,626 | 276,157 | 275,584 | 276,336 |
| 地方譲与税 | 18,774 | 22,671 | 12,782 | 11,368 | 11,911 | 11,529 | 9,880 | 9,184 | 8,742 | 8,319 |
| 国県支出金 | 80,204 | 82,020 | 123,590 | 79,738 | 190,571 | 116,501 | 128,643 | 130,929 | 134,517 | 169,692 |
| その他依存財源 | 88,711 | 80,303 | 133,003 | 62,653 | 133,956 | 85,954 | 84,465 | 128,035 | 122,549 | 95,461 |
| 合計 | 629,514 | 615,677 | 768,454 | 599,553 | 830,812 | 658,817 | 697,323 | 737,447 | 716,556 | 728,919 |

性質別歳出決算額の推移



(単位：万円)

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 投資的経費 | 111,530 | 113,292 | 212,051 | 75,949 | 241,292 | 81,564 | 110,199 | 162,153 | 148,438 | 130,272 |
| 維持補修費 | 5,052 | 5,735 | 5,500 | 5,520 | 4,940 | 3,998 | 3,413 | 3,483 | 3,494 | 5,149 |
| 義務的経費 | 299,845 | 295,552 | 307,423 | 303,316 | 292,334 | 301,498 | 311,897 | 312,154 | 318,834 | 331,182 |
| その他の経費 | 186,538 | 174,621 | 216,343 | 190,563 | 265,163 | 233,489 | 234,745 | 223,134 | 218,778 | 227,932 |
| 合計 | 602,965 | 589,200 | 741,317 | 575,348 | 803,729 | 620,549 | 660,254 | 700,924 | 689,544 | 694,535 |

※ 歳入・歳出の数値は『地方財政状況調査』による。

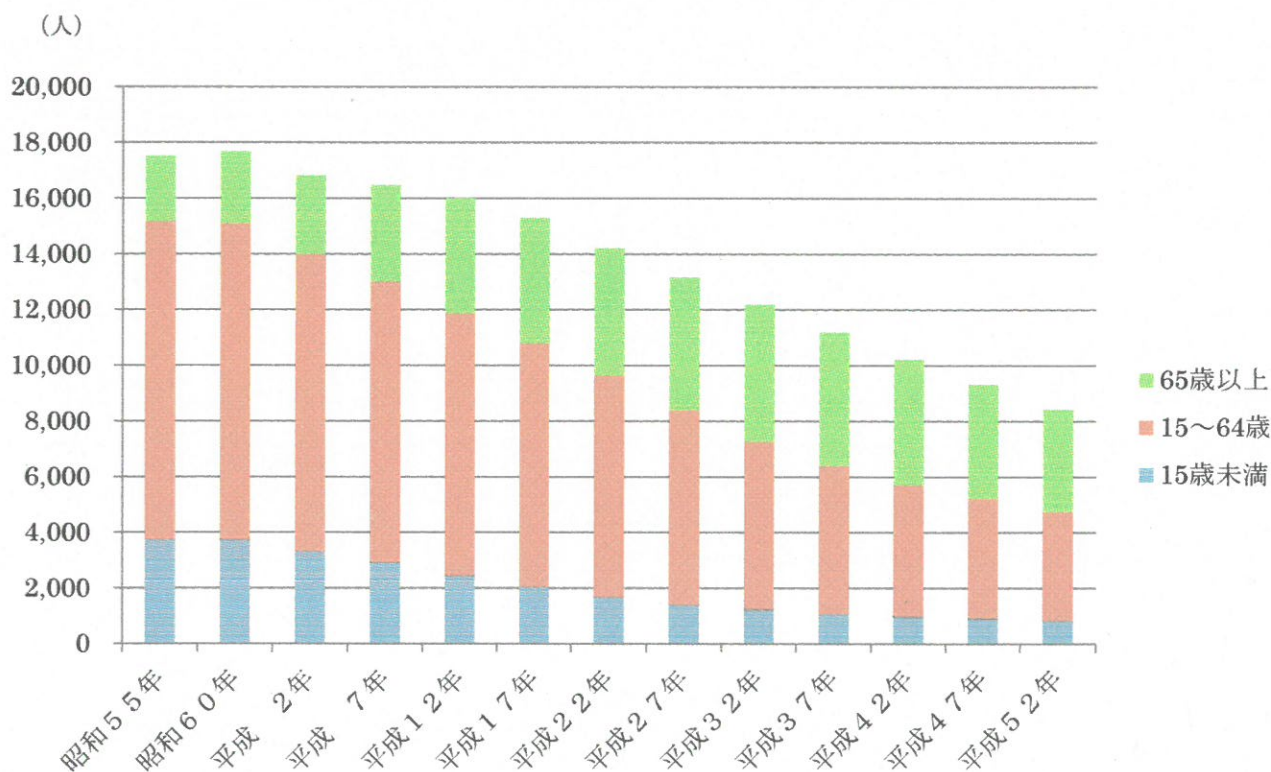
(4) 本町における将来人口の見通し

本町の人口は、昭和60年以降、減少傾向に転じ、直近の平成22年国勢調査では、総人口は14,215人、うち年少人口（0歳から14歳）は1,657人、生産年齢人口（15歳から64歳）は7,977人、老年人口（65歳以上）は4,581人となっており、老年人口が総人口に占める割合を示す高齢化率は32.2%と、全国平均の23.1%を大きく上回っている。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』によると、平成52年の本町総人口は8,433人と推計されており、平成22年の総人口からは、約40%に当たる5,782人が減少することになる。内訳は、年少人口が849人減の808人、生産年齢人口が4,039人減の3,938人、老年人口が894人減の3,687人と、いずれも減少する見込みであるが、特に年少人口と生産年齢人口においては、半数以下にまで落ち込む見通しとなっている。

さらに、平成22年の人口と平成52年の推計人口について、それぞれの割合を比較してみると、年少人口が11.7%から9.6%に、また生産年齢人口が56.1%から46.7%にと低くなる一方で、老年人口は32.2%から43.7%にと、かなり高くなる見通しとなっている。

本町の人口の推移と今後の見通し



※ 昭和55年から平成22年までは『国勢調査』結果

平成27年から平成52年までは『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』の推計値

将来人口の見通し

(単位：人)

| | 総人口 | 年少人口 | 生産年齢人口 | 老年人口 |
|---------|--------|---------------|---------------|---------------|
| 平成22年 | 14,215 | 1,657 (11.7%) | 7,977 (56.1%) | 4,581 (32.2%) |
| 平成27年 | 13,171 | 1,385 (10.5%) | 6,997 (53.1%) | 4,789 (36.4%) |
| 平成32年 | 12,185 | 1,207 (9.9%) | 6,063 (49.8%) | 4,915 (40.3%) |
| 平成37年 | 11,187 | 1,062 (9.5%) | 5,329 (47.6%) | 4,796 (42.9%) |
| 平成42年 | 10,224 | 962 (9.4%) | 4,737 (46.3%) | 4,525 (44.3%) |
| 平成47年 | 9,322 | 887 (9.5%) | 4,346 (46.6%) | 4,089 (43.9%) |
| 平成52年 | 8,433 | 808 (9.6%) | 3,938 (46.7%) | 3,687 (43.7%) |
| H22→H52 | △5,782 | △849 | △4,039 | △894 |

※ 出典：人口問題研究所推計人口

(5) 現状や課題に関する基本認識

① 町有施設等の老朽化

町有施設等は老朽化が進みつつあり、今後、多くの施設において大規模改修や更新などが必要となる時期を迎えることになる。

従って、維持管理・修繕・更新等にかかる経費は、ますます増大することが見込まれるが、厳しい財政状況のもとでは必要な経費を捻出し、すべての施設を維持することは困難となることが予想される。

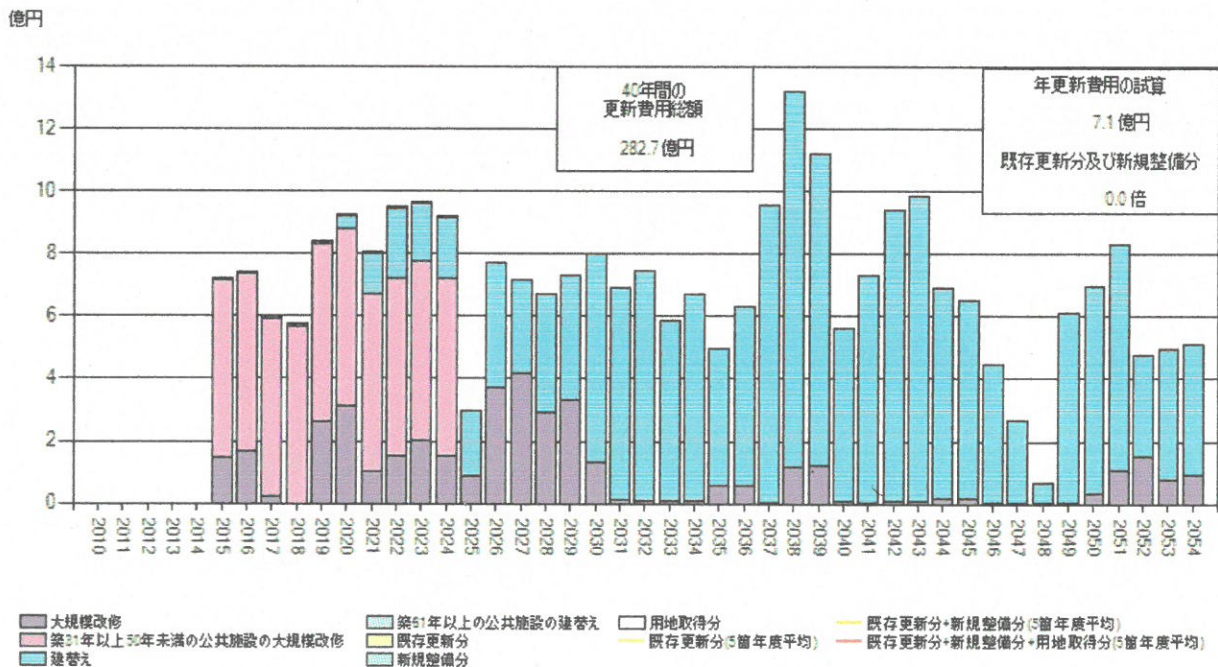
このため、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。

② 厳しい財政状況

総務省の試算ソフトで今後40年間の町有建築物の更新等に要する費用を推計すると約283億円となり、これに同様に試算した道路・橋梁の推計額を加算すると約576億円となる。これを1年当たりに換算すると14.4億円となり、これは本町における過去5年間の建築物・道路・橋梁の維持管理及び更新に要した1年当たりの費用額6.7億円の2倍以上の額となる。

このことは、このままの状態で大規模改修や更新を実施していくと、劇的な歳入の増大が継続しない限りは本町の財政に相当な無理が生じ、他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことを示唆しており、また「(3) 本町の財政状況」で示したとおり、本町の財政は今後とも厳しい状況が続くことが見込まれることから、引き続き『大崎町行政改革大綱』に基づき、歳入・歳出、両面にわたる行財政改革に取り組む必要がある。

町有建築物の将来の更新等に要する費用の推計



※ 試算の前提

- (1) 今後、新たな建築は行わないものとする。
- (2) 物価変動による改修・更新時の再調達価格の変動は考慮しないものとする。
- (3) 建築後30年で大規模改修を実施し、また建築後60年で更新するものとするが、更新にあっては、すべて更新前と同規模とする。

③ 町有施設等に対するニーズ

「(4) 本町における将来人口の見通し」で示したとおり、将来人口の推計では総人口が大きく減少し、年少人口及び生産年齢人口の割合が低くなる一方で、老年人口の割合は更に高くなることが見込まれていることから、今後、町有施設等に対するニーズも変化していくことが予想される。

このため、社会環境の変化や町民ニーズの変化等を見極めながら、既存施設の機能の見直しや集約化、余剰財産の処分などにより、保有総量の適正化を図ることで将来の財政負担を軽減するとともに、効率的かつ効果的な施設管理に努める必要がある。

2 町有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 計画の目的

本計画は、町有施設等の総合的かつ計画的な管理の取り組みに当たって、長期的な視点で、その考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定め、全庁的な共通認識のもと効果的な取り組みを推進することを目的とする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、町有施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものである。各施設の管理者は、本計画に基づき、所管する施設の特性等に応じた具体的な取り組みを実践することとする。

(3) 対象とする町有施設等の範囲

本計画の対象は、本町が所有または管理するすべての町有施設等とする。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。ただし、計画期間内にあっても、必要に応じて計画の内容を、適宜、見直すこととする。

(5) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

① 全庁的な取組体制

この計画の取り組みを推進するためには全庁的な体制の構築が必要であることから、町有財産管理運営委員会及びその下部組織（以下「運営委員会等」という。）を設置し、積極的な活用を図る。

また、運営委員会等においては、町有財産の有効活用に関する協議を行うとともに、本計画に係る全庁的な調整、進行管理、評価を踏まえた取り組み方策の見直しを行う。

《町有財産管理運営委員会等》

- ・設置目的：町有財産の管理（取得・処分を含む）を総合的かつ効率的に行う。
- ・審議事項：町有財産の管理に関する重要事項及び各部局間の調整が必要な事項
- ・組織：

| | |
|-------------|------------------------|
| 町有財産管理運営委員会 | … 委員長・副町長， 委員・関係課長 |
| 幹事会 | … 幹事長・総務課長， 幹事・関係課長補佐等 |
| ワーキンググループ | … 各施設担当職員等 |

② 情報管理・共有方策

各所管課においては、所管する町有施設等の維持管理及び長寿命化等に関して営繕部門や財政部門の担当課と連携しながら、財産の総合的な管理に必要な情報の把握と整理に努める。

また、施設の集約化、貸付、売却など財産の有効活用に関しては、総務課管財係において、各所管課が管理している土地・建物等の情報を総括的に集約し、町有財産の利活用に必要な情報の一元化に取り組む。

(6) 町有施設等の管理に関する基本的な考え方

① 管理に関する基本的な方針

町有施設等の管理については、現状や課題に対する基本認識を踏まえ、財政負担の軽減を図るとともに、施設の維持管理にかかるトータルコストの縮減・平準化を目標とするため、次に掲げる三つの考え方を柱として、これらに基づく取り組みを推進する。

ア 保有総量の縮小

町有施設等の老朽化や財政状況等を勘案すると、現状のまますべてを維持していくことは困難であり、また、人口の減少など、社会情勢の変化等により町有施設等に対するニーズが変化していくことも予想される。

このことから、今後、それぞれの施設について、町として将来にわたる利活用の必要性を検討したうえで、必要がないと判断される施設等については、廃止や除却等を行うことにより保有総量の縮小を図る。

また、歳入確保の観点からも、普通財産をはじめとする余剰財産については、将来にわたる利活用の可能性を検討のうえ積極的な売却等に努める。

イ 効率的な利活用の推進

(ア) 既存施設の有効活用

本町において維持していく施設等についても、利用状況の検証や施設間の利用調整等を図りながら、共同利用等による集約化などの効率的利用を推進する。

また、新たな施設の整備や、施設の更新等が必要になった場合は、まずは既存施設（町有施設のほか、国、県その他の地方公共団体等所有施設を含む。）の有効利用についても検討する。

(イ) 管理の効率化

これまでも、町有施設等の管理においては、民間委託の推進や指定管理者制度の導入など、民間のノウハウを活用する取り組みを積極的に進めてきたところであるが、施設管理の効率化や経費の縮減等を図るため、今後、これらの取り組みを推進しつつ、PFIやPPPなど、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行う。

ウ 長寿命化の推進

町有施設等の修繕や更新等については、これまで、施設機能の現状維持を前提とし、施設に損傷等が発生した場合に修繕・更新等を行う事後保全型の維持管理を行うことが多く、施設の設置目的に沿った利用が見込まれなくなったときや、老朽化などにより施設機能の維持が難しくなったときに、当該施設の今後の利活用等についての検討を行ってきたところである。

しかし、このまま町有施設等の老朽化が進むと、すべての施設を現状のまま維持していくことが困難であると見込まれることから、今後は施設ごとに、その利用状況や社会的ニーズ等を踏まえ、当該施設を町として維持していく必要性を検討したうえで、利活用が見込まれる施設については、点検等に基づく計画的な修繕や、損傷が軽微である早期段階での機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を推進し、施設の長寿命化を図る。

② 適正管理に関する各実施方針等

前記「① 管理に関する基本的な方針」の考え方を基本として、適正管理に関する各実施方針等は、次のとおりとする。

ア 点検・診断等の実施方針

各施設の管理状況等を踏まえた計画的な点検により、安全性や耐久性に影響を与えるような劣化・損傷の程度や原因等の把握に努めるとともに、劣化・損傷の進行の可能性や施設に与える影響などについて診断を行う。

また、点検や診断の結果を情報として蓄積し、次回以降の点検・診断等に活用するとともに、施設の維持管理・修繕等を含む長寿命化に資する。

イ 維持管理・修繕・大規模改修等の実施方針

将来にわたり長く利用する施設の維持管理・修繕については、中長期的な視点から計画的な予防保全型の管理や修繕による長寿命化を図ることで施設の維持管理にかかるトータルコストの縮減を図る。

また、大規模改修等の保全措置等の実施に当たっては、緊急性や重要性等を踏まえ、実施時期の調整を行うことにより財政負担の平準化を図るとともに、再生可能エネルギーや合併処理浄化槽への転換など、環境面にも配慮するよう努める。

一方、将来にわたり利活用が見込まれない施設、あるいは利用の減少等が見込まれる施設等については、売却等を含む有効活用を図るとともに、施設の共同利用や集約化、他用途への転用等に努め、施設の維持管理等にかかる財政負担の軽減を図る。

ウ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高い危険度が認められた町有施設等については、立入禁止や利用休止など、必要な安全措置を講じたうえで、施設の継続的利用の可否を速やかに検討し、施設の継続的な利用が必要と判断された場合は、緊急性や重要性を勘案して必要な改修工事等を実施し、安全確保を図る。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない町有施設等については、廃止後においても施設の老朽化に起因する事故等の危険性を排除する措置や、施設内の樹木等の伐採・除草作業等の維持管理につき継続的にコストが必要となること等を考慮し、速やかに除却や売却等の検討を行い、可能なものからこれを実施する。

エ 耐震化の実施方針

町有建築物については、『大崎町建築物耐震改修促進計画（平成27年3月策定）』に基づき、防災拠点として重要な役割を果たす庁舎等の施設、及び災害時に避難救援等で重要な役割を果たす公民館等の施設を最優先として、耐震診断及び耐震改修工事を計画的に実施する。

また、災害時に拠点となるような施設や、多くの町民が利用する施設については、地震等の災害発生時における施設の安全性や機能性を維持することが求められていることから、平常時から安全対策に努める。

オ 長寿命化の実施方針

将来にわたり長く使用する施設については、点検等に基づく計画的な修繕や、損傷が軽微である早期段階での機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理に努めることで、施設の長寿命化を図り、適正な施設機能の維持や安全性の確保を図る。

また、大規模改修等の保全措置の実施に当たっては、それぞれの施設の利用状況、緊急性や重要性等を総合的に勘案し、施設間における優先順位に基づいて計画的に進めることで、長期的な視点で財政負担の軽減に努めるとともに、大規模改修や更新の集中的増大を避けることで、財政負担の平準化を図る。

カ 統合や廃止の推進方針

施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、今後、利用が見込まれない施設あるいは利用状況が著しく減少すると判断される施設、及び現に未利用となっている施設については、当該施設の必要性について十分に検討したうえで、これが認められない場合は廃止し、または必要に応じて除却するなど、施設の保有総量の縮小に努める。

また、現在の規模及び機能を維持し続ける必要性が認められない施設については、他の用途への転用、他の町有施設等との統合または共同利用による集約化等を検討する。

なお、施設の統合や集約化等を検討するに当たっては、国、県その他の地方公共団体の公共施設や民間施設等の利用の可能性についても検討を行う。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制

本計画の円滑な推進のためには、本計画の趣旨を職員が理解し、コスト意識を持って町有施設等の適正管理に取り組む必要があることから、運営委員会等の職員を対象とした研修等を実施するなど、必要な取り組みを行う。

また、本計画の推進に当たっては運営委員会等を有効に機能させ、それぞれが役割を果たすとともに連携し、一元化に取り組む。

さらに、施設の維持管理・更新等を取り巻く課題を本町だけではなく、他の地方公共団体や民間事業者も含めた課題として捉え、必要な情報の把握や共有に努めるとともに多方面との連携を深めながら、取り組みの実効性を高める。

(8) フォローアップの実施方針

本計画の管理及び実施に当たっては、本町の総合計画や過疎計画等との連動が欠かせないものとなる。このため、本計画の実施状況等については、町有財産管理運営委員会のもとで確認を行うとともに必要に応じて内容の調整を行い、概ね5年を目途に実施方針等の取り組み状況などの評価を行う。

また、本計画は、社会情勢の変化、行財政改革の推進状況等を踏まえ、随時、必要な見直しを行う。

なお、本計画の見直しを行うときは、議会や町民と情報・認識の共有を図ることとする。

3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

すべての町有施設等について、「2 町有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、全庁的な共通認識のもとで管理に取り組むこととする。

なお、以下に主な施設類型について、それぞれの管理に関する基本的な考え方を示すが、各施設の管理者においては、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて個別の管理計画を策定するなどして、より効果的・効率的な管理を計画的に推進することとする。

(1) 庁舎等施設

- 関係法令に基づく点検や検査、及び日常的な点検等を通して、建物の劣化状況や設備機器の更新時期等を把握し、計画的な予防的修繕等に努めることで長寿命化を図る。
- 施設の安全性や機能維持に必要な施設の性能を確保するため、危険箇所や経年劣化の著しい部位等について、建物の利用状況や劣化状況等を踏まえたうえで緊急度や優先度を評定して、応急的な修繕を実施する。

(2) 学校教育施設

- 児童・生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童・生徒の『生きる力』を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難所としての役割も果たすことから、安全性には、特に配慮する。
- 老朽化対策においては、教育環境への配慮のほか、地域コミュニティ及び災害時の応急避難所としての位置付けも考慮し、建物の状況や将来の財政状況も見通したうえで計画的に進めることとし、整備の重点化や施設の長寿命化を検討する。
- 閉校や学級減、または教育課程の見直し等により不用となる学校施設の集約化や除却等を行い、保有施設の適正化を図る。
- 学校給食センターは、関係法令の改正等にも適合するように施設の改修・整備に努め、かつ、安全安心な給食が提供できるよう衛生的な施設の運用を図る。

(3) 文化施設

- 図書館は、適切な維持管理により長寿命化を図り、利用者の快適な空間づくりに努める。また、県や近隣市町との連携を図りながら施設の広域化等のあり方を互いに検討し、将来に備える。

- 文化財や史蹟は、後世にも現状のまま引き継いでいく義務を負うものであることから、恒久的な維持管理に努める。

(4) スポーツ・レクリエーション施設

- 所管課職員において目視等による通常点検を行うとともに、専門技術者等による法令に基づく定期点検を実施する。また、特に遊具や器具等は、毎年1回以上の頻度で目視や触診等による健全度調査を実施する。
- 継続的な研修等を行うことにより所管課職員の危険に対する感覚を高め、日常点検の実効性を確保する。
- 利用の少ない類似の施設については、地域の将来像を見据え、住民の合意形成を図りながら、集約化や他用途への転換、複合化等を検討する。
- 施設の適正な使用を利用者に呼びかけ、理解を促すことにより施設の損傷等を最小限に抑え、修繕費等を抑制しつつ長寿命化を図る。

(5) 観光施設

- 施設・設備の老朽化が進んでいるものについては、財政面だけではなく、様々な視点をもって、その必要性や本町への効果等を十分に分析したうえで、改修、更新または廃止について検討し、これを計画的に実施する。
- 所期の設置目的を達成及び維持するために何が求められているのか、何が必要なのかということハード面・ソフト面の両面から日常的に把握・検討し、計画的な整備・改善を施す。

(6) 集会・研修等施設

- 適切な維持管理に努め長寿命化を図るとともに、利用率や利用目的等を調査のうえ統廃合も視野に入れ、あり方について検討する。
- 改修等を行うときは、今後の高齢化の進行を見据え、集会・研修のほか、介護予防等の拠点施設としての活用など、複合的な利活用の可能性を考慮する。
- 災害発生時等の応急避難所としての機能を有する施設も多いことから、特に安全性と利便性に配慮した管理を行う。

(7) 保健・福祉施設

- 高齢化が進む中、高齢者等の活動に支障が生じないように、より一層の適切な維持管理及び改善に努め、施設の長寿命化と安全性の確保を図る。

- 人口減少等により余剰スペースが生じた場合には、他施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用と住民の利便性の向上を図る。
- 保育園の建物については、一部、民間移管による管理者に無償譲渡したが、他の保育園についても同様の方向で検討する。

(8) 町営住宅等施設

- 既存住宅の更新や住戸改善等について『大崎町公営住宅等長寿命化計画（平成25年3月策定）』に基づき、緊急性、重要性等に応じて事業の峻別と重点化を図りながら計画的に実施するとともに、適切な維持・修繕を行う。
- 『大崎町公営住宅等長寿命化計画』の活用手法判定フローに基づき、更新、用途廃止、全面的改善、維持管理等の判定を行ったうえで、PFI等の手法を活用するなどして、財政負担の軽減を図る。
- 建築後または改修後に一定年数以上を経過した外壁、ガス管、給排水管については、耐久性・耐食性の向上に資する改修を検討する。
- 耐用年限の2分の1を超過した住棟で、構造安全性、避難安全性、居住性のいずれかの判定で問題がある場合は、更新または用途廃止等の検討を行う。
- 教職員住宅は老朽化が進んでいるが、応急的修繕にとどめ、教職員の異動に合わせた民間賃貸住宅の活用や、PFI事業の導入による更新を進める。また、中学校統合により生じた空き住宅は、その取り扱いについて早急に検討する。

(9) 消防等施設

- 地域住民の生命と財産を守るために、より一層の充実が求められることから、火災や災害の発生時に速やかに対応できるよう施設・設備の点検・整備等を定期的に実施し、必要な措置を施す。
- 『大崎町地域防災計画（平成27年6月修正）』に則し、耐震性貯水槽等の水利の多様化を基本に、防火施設の整備を図る。

(10) 農業関連施設

- 農家数は減少傾向にあるが、農業の担い手の高齢化により施設に対する依存度は高く、当面、必要な施設であるため、適切な維持管理により長寿命化を図る。
- 施設・設備等の更新・導入については、利用度の減少に鑑み、適切な規模とする。

(11) 道路・橋梁等施設

道路等施設

○ 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的方針

主要な道路及び道路附属施設等については、定期的な点検を行うことや、通学路交通安全プログラム等による点検も実施する。

主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検実施。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

従来の日常パトロールを中心とした点検により、異常や修繕必要箇所の早期発見に努めるとともに、小規模な修繕や清掃等も適時行う。

○ 対象道路・橋梁等の修繕に係る費用の縮減に関する基本的な方針

1) 従来の「建設優先」の考え方ではなく、「建設から維持管理に至るライフサイクル」の視点に立った取り組みに移行することを基本方針とし、より効果的、より経済的な施設の維持管理を目指すものとする。

2) これまでの対症療法的な維持管理から「予防保全的維持管理」へと政策転換し、道路のライフサイクルコストを考慮した維持管理計画を策定することで、修繕に係る費用の低減を行い、道路等の長寿命化を行う。

橋梁施設

○ 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的方針

橋梁については、大崎町 長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行う。

修繕計画については、適宜見直しを行い、PDCA サイクルを循環していくものとする。定期点検（概略点検）や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握する。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

従来の日常パトロールを中心とした点検により、異常や修繕必要箇所の早期発見に努めるとともに、小規模な修繕や清掃等も適時行う。

○ 対象道路・橋梁等の修繕に係る費用の縮減に関する基本的な方針

1) 従来の「建設優先」の考え方ではなく、「建設から維持管理に至るライフサイクル」の視点に立った取り組みに移行することを基本方針とし、より効果的、より経済的な施設の維持管理を目指すものとする。

2) これまでの対症療法的な維持管理から「予防保全的維持管理」へと政策転換し、橋梁のライフサイクルコストを考慮した維持管理計画を策定することで、修繕や架替えに係る費用の低減を行い、橋梁の長寿命化を行う。

- 対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期
5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるように計画期間は10年とする。補修や点検結果等を踏まえ、毎年度、計画や更新を行う。
橋梁の更新については、建設から100年経過した時点で供用継続または架替えの検討を行う。
- 対策の優先順位の考え方
点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるように必要な対策を講じる。期間は10年とし補修や点検結果等を踏まえ、毎年度、計画の更新を行う。
- 優先順位の考え方について
 - 1) 橋梁の対策は、第三者に対する安全性に著しく影響を及ぼし、緊急的に対応を必要と判断される橋梁を優先的に維持・修繕を行う
 - 2) 速やかに補修を行う必要がある区分【Ⅲ】と判断した橋梁については、損傷箇所数や損傷程度を考慮し、優先的に対策を実施する。他、区分【Ⅱ】以下の橋梁についても、橋梁の重要度(幹線道路・交通量)に応じ損傷が少ない段階で修繕し、橋の健全性・安全性を確保し、ライフサイクルコストを考慮した計画で費用縮減を図る。

(12) 水道施設

- 最重要なライフラインであることを念頭に置き、安全安心な給水を心がけ、また、漏水修繕の頻度や事故の危険度等を考慮し、計画的な施設の整備・更新を実施する。
- 災害発生時の応急避難所等への給水確保のため、耐震性のある管路等の整備を進める。
- 管路の法定耐用年数は40年とされているが、実際の使用可能年数は管の材質により60~80年と見込まれることから、経年を考慮し、事故を未然に防ぎながら効率的に更新していく。
- 給水人口の動向によっては、施設の統廃合を検討する。

(13) 公共下水道施設

- 効率的かつ計画的な保全に努め、長寿命化を図ることにより財政負担の縮減と平準化に資する。
- 特に稼働率の高い施設の監視を強化し、損傷等への早期段階での対応により、経費の削減を図る。
- 受益者負担による運営を旨とし、健全経営に努める。

(14) 普通財産・その他

- 基本的には貸付等により有効活用を図るが、利活用が見込まれないものや不必要なものについては、除却や売却等を検討する。
- 今後においても必要なものについては、維持または更新に関する計画を作成し、適切な管理を行う。
- 中学校統廃合により閉校となった旧中学校2校の校舎等については、別途、今後の管理等について検討し、方針を定める。

〈 参 考 〉

町 有 施 設 類 型 一 覧

| 類 型 区 分 | 施 設 名 等 |
|----------------------------------|---|
| 庁 舎 等 施 設 | ・本庁舎 ・野方支所 ・別館 ・情報通信設備 |
| 学 校 教 育 施 設 | ・小学校（6校） ・中学校（1校） ・学校給食センター ・スクールバス発着所 |
| 文 化 施 設 | ・町立図書館 ・文化財（史蹟等） ・陶芸教室 |
| ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 | ・総合体育館 ・ビーチスポーツ専用競技場&シャワー棟 ・弓道場 ・運動公園（2か所） ・分館運動場（3か所） ・運動広場（2か所） ・町営プール&キャンプ場 ・都市公園（2か所） ・せせらぎ公園 |
| 観 光 施 設 | ・あすばる大崎&物産館 ・道の駅（2か所） ・町PR用看板（2か所） ・いこいの森 ・四季の森 |
| 集 会 ・ 研 修 等 施 設 | ・中央公民館 ・中沖地区公民館 ・野方地区公民館 ・立小野ふれあい館 ・教育集会所 ・改善センター（4か所） ・野方活性化センター ・農業研修館 ・大丸コミュニティセンター ・研修センター |
| 保 健 ・ 福 祉 施 設 | ・老人福祉センター ・福祉給食センター ・シルバーワークプラザ ・保健センター ・保育園（2か所） ・町営墓地 ・ごみ収集車車庫 |
| 町 営 住 宅 等 施 設 | ・町営住宅（27戸） ・公営住宅（183戸） ・教職員住宅（15戸） |
| 消 防 等 施 設 | ・消防詰所（9か所） ・防火水槽（329基） ・防災行政無線 ・防犯灯 |
| 農 業 関 連 施 設 | ・農業機械センター ・家畜指導センター |
| 道 路 ・ 橋 梁 等 施 設 | ・町道 ・農道 ・林道 ・橋梁 ・都市下水路（4か所） |
| 水 道 施 設 | ・水源地（9か所） ・配水池（9か所） ・ポンプ場（3か所） ・受水槽（2か所） ・ポンプ槽（2か所） ・調整槽 ・減圧槽 ・高架水槽 ・水道管 |
| 公 共 下 水 道 施 設 | ・下水管 ・終末処理場（クリーンセンター） |
| 普 通 財 産 ・ そ の 他 | ・貸付住宅等 ・三文字駐車場 ・閉校校舎等（2校） |

【付 表】

本町が保有する建築物施設別内訳の詳細

| 施設区分 | 施設等数 | 棟数 | 面積 (㎡) | 備考 |
|-----------------|------|-----|--------|---------------|
| 庁舎等施設 | 3 | 8 | 4,487 | 本庁・支所・別館 |
| 学校教育施設 | 8 | 89 | 25,745 | |
| 小中学校 | 7 | 87 | 24,524 | |
| 学校給食センター | 1 | 2 | 1,221 | |
| 文化施設 | 2 | 5 | 769 | 図書館ほか |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 12 | 46 | 5,703 | 体育館・キャンプ場ほか |
| 観光施設 | 7 | 16 | 4,843 | 物産館・道の駅ほか |
| 集会・研修等施設 | 13 | 18 | 7,147 | |
| 公民館 | 3 | 5 | 2,805 | |
| その他 | 10 | 13 | 4,342 | 教育集会所・農業研修館ほか |
| 保健・福祉施設 | 7 | 12 | 3,218 | 福祉センター・保育園ほか |
| 町営住宅等施設 | 30 | 198 | 12,668 | |
| 町営住宅 | 6 | 18 | 1,906 | |
| 公営住宅 | 11 | 154 | 9,394 | |
| 教職員住宅 | 13 | 26 | 1,368 | |
| 消防等施設 | 9 | 10 | 817 | 消防詰所ほか |
| 農業関連施設 | 2 | 8 | 2,212 | 機械センター・家畜センター |
| 水道・下水道施設 | 12 | 30 | 3,034 | 水源地・終末処理場ほか |
| 普通財産・その他施設 | 19 | 65 | 12,925 | 貸付住宅・閉校校舎ほか |
| 総計 | 124 | 505 | 83,568 | |